

もし事故が起こったら

1 事故現場では……

被害者の救護



医師、救急車が到着するまで、止血をするなど可能な限り応急手当（別紙掲載）を行ってください。意識がない場合にはむやみに動かさないでください。

警察への届出



どんな小さな事故でも、必ず警察へ事故の届出をしてください。なお、道路外の事故の場合は、施設管理者や責任者の確認をとってください。警察官による事情聴取の際は知っている事実をありのまま伝えて下さい。

事故車を安全な場所へ



事故の続発を防ぎ、交通の妨げとならない安全な場所に車を移動して下さい。

相手の確認



免許証、身分証明証等で相手の住所、氏名、勤務先、連絡先の電話番号を確認してください。また相手車両の登録ナンバーをメモしておくことを忘れてはいけません。相手車両に保険がついている場合は、その保険会社名、証券番号、契約者名をメモしておいてください。

事故の状況と目撃者の確認



事故の状況によっては責任の割合（別紙掲載）が生じ、賠償額に大きな影響を与えます。忘れないうちにお互いのスピード、停止位置、信号の状況などをメモしておいてください。目撃者がいる場合は住所、氏名を聞いてメモしておきます。もしカメラを持ち合せていたら事故現場を撮影しておいてください。保険金請求の時に大変役立ちます。

事故車を修理工場へ



損害が大きく自走できない場合は、レッカーで修理工場に運んでもらってください。なお、修理する場合はあらかじめ弊社の承認を得てください。その場で示談しないでください。事故現場では、気も動転しがちです。フォーユーシステムへご相談ください。

2 フォーユーシステムへ事故通知……

どんな小さな事故でも直ちにご連絡ください。

事故の際は、あわてずに現場メモで、できるだけ詳しくご報告下さい。的確なアドバイスを行いながら責任をもって示談代行致します。小さな事故でも、直ちにフォーユーシステムにご連絡下さい。

0 2 2 9 - 2 4 - 0 8 5 5

* 人身事故の場合は事故の発生した日から60日以内にご連絡頂かないと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。



3 夜間・休日の自動車事故のときには……

24時間・365日稼働の「事故受付センター」へ連絡ください。

フリーダイヤルで24時間受付のサービスです。ここへ連絡した内容は、フォーユーシステムへ報告が入りますので安心です。日本興亜損保では全国各地に損害サービス拠点を設置し、事故の連絡をお受けする体制を整えてサポートしております。

事故受付センター
(24時間・365日)

携帯・PHS OK

事故は 110番
0120-258-110 (通話料無料)

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

4 示談のすすめ方……

フォーユーシステムが被害者との示談交渉・援助等の賠償交渉のサービスを行います。

もし、ご自身で示談交渉をなさる際は次の点に注意してください。

示談交渉をはじめる前にフォーユーシステムへ連絡を
ご自分で示談交渉をなさる場合でも、事前に必ず弊社の承認を得てください。連絡方法は電話でも結構です。

誠意をつくす

ご自身で示談交渉をなさる場合ばかりでなく、弊社が賠償交渉サービスを行う場合でも、被害者のお見舞・葬儀の参列など被害者に対して、誠意をつくしてください。それが円満解決のきめ手です。

交渉相手を確認る

正当な相手と示談をしなかった場合には、二重請求を受ける恐れがありますので、次の点にご注意ください。

1. 代理人が出てきた場合は、委任状を確認してください。
2. 相手が未成年者の場合は、親権者と交渉します。
3. 物損事故の場合は、被害物の所有者が示談交渉の相手となります。

相手からの請求内容を確認る

相手からの請求内容が妥当かどうか必ず確認してください。車両事故の場合、休車補償、代車料を請求されることがあります。このような請求がある場合には必ず弊所にご相談ください。

相手にも責任（過失）はないか

交通事故は加害者・被害者双方の過失により発生する場合があります。そのような場合はお互いの責任（過失）割合に従い損害を公平に分担するのが損害賠償の基本です。（民法722条2項）責任（過失）割合の具体例（別紙掲載）を参考にして、主張すべき点は主張してください。交渉がこじれたら弊社にご相談ください。



5 中立の第三者機関による示談斡旋制度……

財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が次表の場所をはじめ全国（各弁護士会館内等）に設置されており、法律事務の専門家が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を行っています。

仙台

仙台市青葉区一番町2-9-18（弁護士会館内）
TEL:022-223-7811

・財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

仙台支部

仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル
（東京三菱銀行）4階
TEL:022-263-7231

6 示談以外の解決方法……

調停

いかに交渉を重ねても示談がまとまらないことがあります。このような場合には簡易裁判所に調停を申し立てるとよいでしょう。調停は正式の訴訟にくらべて費用が安く手続きが簡単です。しかも調停が成立すれば確定判決と同じ効力があり、加害者が調停の内容を守らない時は強制執行されることとなります。

裁判

示談や調停でまとまらない時は、裁判によって解決するしか方法がありません。裁判には「判決」のほかに示談に似た「和解」があります。この和解にも確定判決と同じ効力が認められています。

7 くるまの事故、24時間事故受付その他のサービス……

事故受付センター
(24時間・365日)

携帯・PHS OK

事故は **110番**
0120-258-110 (通話料無料)

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

夜間・休日初期対応サービス

お客様からのご要望に応じて、専門スタッフが事故の相手方への電話連絡、修理工場や病院への連絡、レンタカーの手配など迅速な初期対応を行います。

(注)本サービスは、平日17:00～22:00及び休日（土・日・祝日）9:00～22:00までの間に行います。



夜間・休日事故コールバックサービス

お客様からのご要望に応じて、専門スタッフが事故解決に向けてのアドバイスや流れを電話で詳しくご説明します。

また、FAXをお持ちの方には「安心フロー図」を送信の上、アドバイスを行います。

(注)本サービスは、平日17:00～22:00及び休日（土・日・祝日）9:00～22:00までの間に行います。



休日事故全国急行サービス

「休日事故コールバックサービス」をご利用の際に、ご要望いただければ、専門スタッフがお客様を訪問の上、具体的なご相談に応じます。

(注)本サービスは、休日（土・日・祝日）9:00～17:00までの間に行います。



休日修理工場立会サービス

車両・対物事故の場合、お客様のご要望により、全国配置の専門スタッフが修理工場へ事故車の立会を行い、迅速な修理着工を実現します。

(注)本サービスは、休日前日までに修理工場と事前に打ち合わせを行った上で対応します。また、一部対応できない地域もあります。

